

## 学校給食費支援事業

### 【事業概要】

物価高騰の影響を受ける小中学生および幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費の一部を免除します。(申請不要)

### 【対象者】

町立幼稚園・小中学校に在籍する幼児・児童生徒の保護者のうち、学校給食費の納付義務がある方

### 【免除範囲】

令和5年度1月・2月・3月期分の学校給食費全額

※口座振替の方は1月～3月期分の引き落としは行いません。

※納付書にて支払いをされている方は、お手元にある1月～3月期分の納付書を使用しないよう、ご注意ください。  
すでに支払いされた場合は、還付手続きを行います。

※口座振替日：1月期 令和6年2月13日・2月期 令和6年3月11日・3月期 令和6年4月10日

【お問い合わせ】西原町教育委員会 教育総務課 学務係 ☎098-945-5039

